

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 IFRS と日本基準の比較 (第 3 回)

- 「エンドースメントされた IFRS」を開発するにあたっては、IASB が設定した個々の会計基準等について、修正することなしに採択可能か否かを判断する必要がある。また、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても判断する必要がある。これらの判断をするために、第 1 回の作業部会から、IFRS と日本基準を比較することにより検討が必要な項目の候補の抽出を行っている。
- IFRS と日本基準を比較することにより検討が必要な項目の候補を抽出する作業は、以下のとおり進める予定である。

	項目
第 1 回	有形固定資産、無形資産、リース、収益、棚卸資産、法人所得税他 (IAS 第 2、11、12、16、17、18、20、23、36、38、40 号、IFRIC 第 1、4、13 号)
第 2 回	外国為替レート、従業員給付、引当金、表示、企業結合他 (IFRS 第 2、3、4、5、6 号、IAS 第 1、7、8、10、19、21、26、29、33、34、37、41 号、IFRIC 第 14 号)
第 3 回	連結他、解釈指針 (IFRS 第 10、11 号、IAS 第 27、28 号、IFRIC、SIC)、財務諸表注記
第 4 回	金融商品他、初度適用 (IFRS 第 1、9、13 号、IAS 第 32、39 号)

- 今回の連結他、解釈指針について、検討を行う項目は以下のとおりである (審議事項(4)-2)。各項目につき、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を勘案して、検討が必要な項目の候補に*を付して、その理由を記載している。なお、*を付した項目が修正又は削除の候補を意味するわけではないことに留意されたい。
 - IFRS 第 10 号 連結財務諸表 (審議事項(4)-2、1 頁)
 - IFRS 第 11 号 共同支配の取決め (審議事項(4)-2、4 頁)
 - IAS 第 27 号 個別財務諸表 (審議事項(4)-2、5 頁)
 - IAS 第 28 号 関連会社及び共同支配企業に対する投資 (審議事項(4)-2、6 頁)
 - IFRIC 第 2 号 協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品 (審議事項(4)-2、8 頁)
 - IFRIC 第 5 号 廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利 (審議事項(4)-2、9 頁)

- IFRIC 第 6 号 特定市場への参加から生じる負債 — 電気・電子機器廃棄物 (審議事項(4)-2、10 頁)
 - IFRIC 第 7 号 IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示アプローチの適用 (審議事項(4)-2、11 頁)
 - IFRIC 第 10 号 期中財務報告と減損 (審議事項(4)-2、12 頁)
 - IFRIC 第 12 号 サービス委譲契約 (審議事項(4)-2、13 頁)
 - IFRIC 第 15 号 不動産の建設に関する契約 (審議事項(4)-2、14 頁)
 - IFRIC 第 16 号 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ (審議事項(4)-2、15 頁)
 - IFRIC 第 17 号 所有者に対する非現金資産の分配 (審議事項(4)-2、16 頁)
 - IFRIC 第 18 号 顧客からの資産の移転 (審議事項(4)-2、17 頁)
 - IFRIC 第 19 号 資本性金融商品による金融負債の消滅 (審議事項(4)-2、18 頁)
 - IFRIC 第 20 号 露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト (審議事項(4)-2、19 頁)
 - SIC 第 7 号 ユーロの導入 (審議事項(4)-2、20 頁)
 - SIC 第 10 号 政府援助 — 営業活動と個別的な関係がない場合 (審議事項(4)-2、21 頁)
 - SIC 第 15 号 オペレーティング・リース — インセンティブ (審議事項(4)-2、22 頁)
 - SIC 第 25 号 法人所得税 — 企業又は株主の課税上の地位の変化 (審議事項(4)-2、23 頁)
 - SIC 第 27 号 リースの法形式を伴う取引の実質の評価 (審議事項(4)-2、24 頁)
 - SIC 第 31 号 収益 — 宣伝サービスを伴うバーター取引 (審議事項(4)-2、25 頁)
 - SIC 第 32 号 無形資産 — ウェブサイトのコスト (審議事項(4)-2、26 頁)
4. 検討の参考にするために、各基準等の概要を審議事項(4)-3において示している。
5. 財務諸表注記について、金融庁から公表されている IFRS に基づく連結財務諸表の開示例(参考資料(1)及び(2))や、財務会計基準機構から発行されている有価証券報告書の作成要領等を利用し、IFRS と日本基準の開示に関する個々の開示要求を比較している(審議事項(4)-4)。各項目につき、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を勘案して、検討が必要な項目の候補に*を付して、その理由を記載している。なお、*を付した項目が修正又は削除の候補を意味するわけではないことに留意されたい。

以上